



熊本県公報

号外 第54号
令和6年(2024年)
12月24日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課) 5
○熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(〃) 37
○熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	(〃) 38
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 38
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 39
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(県政情報文書課) 61
○熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(税務課) 63
○熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例	(〃) 64
○熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(社会福祉課) 64
○熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例	(子ども未来課) 64
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課) 65

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第1条】
 - (1) 医師及び歯科医師並びに獣医師に対する初任給調整手当の限度額の引上げ改定を行うこととした。(第7条の3関係)
 - (2) 扶養手当額の引上げ改定を行うこととした。(第8条関係)
 - (3) 期末手当の支給月数を0.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.025月分)引き上げる改定を行うこととした。(第15条の5関係)
 - (4) 勤勉手当の支給月数を0.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.025月分)引き上げる改定を行うこととした。(第15条の6関係)
 - (5) 給料表の引上げ改定を行うこととした。(別表第1ー別表第4関係)
- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第2条】
 - (1) 令和7年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.0125月分)引き下げる改定を行うこととした。(第15条の5関係)
 - (2) 令和7年4月以降の勤勉手当について、支給月数を0.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.0125月分)引き下げる改定を行うこととした。(第15条の6関係)
- 3 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第3条】
 - (1) 扶養手当額の引上げ改定を行うこととした。(第9条関係)
 - (2) 期末手当の支給月数を0.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.025月分)引き上げる改定を行うこととした。(第16条関係)
 - (3) 勤勉手当の支給月数を0.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.025月分)引き上げる改定を行うこととした。(第17条関係)
 - (4) 給料表の引上げ改定を行うこととした。(別表第1関係)
- 4 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第4条】
 - (1) 令和7年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.0125月分)引き下げる改定を行うこととした。(第16条関係)
 - (2) 令和7年4月以降の勤勉手当について、支給月数を0.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.0125月分)引き下げる改定を行

- うこととした。(第17条関係)
- 5 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第5条】
給料表の引上げ改定を行うこととした。(別表第1関係)
- 6 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第6条】
(1) 給料表の引上げ改定を行うこととした。(第7条関係)
(2) 期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第8条、第9条関係)
- 7 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第7条】
(1) 給料表の引上げ改定を行うこととした。(第5条関係)
(2) 期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第6条関係)
- 8 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第8条】
令和7年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き下げる改定を行うこととした。(第6条関係)
- 9 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、2、4及び8は、令和7年4月1日から施行することとした。
- 10 1(1)、(2)及び(5)、3(1)及び(4)、5、6(1)並びに7(1)は、令和6年4月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- 11 1(3)及び(4)、3(2)及び(3)、6(2)並びに7(2)は、令和6年12月1日から適用することとした。(附則第3項関係)
- 12 その他所要の経過措置を定めることとした。
- 13 人事委員会規則への委任を規定することとした。(附則第5項関係)

◇熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第1条】
期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 2 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第2条】
令和7年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き下げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 3 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第3条】
期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 4 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第4条】
令和7年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き下げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 5 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第5条】
期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定を行うこととした。(第5条関係)
- 6 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第6条】
令和7年4月以降の期末手当について、支給月数を0.025月分引き下げる改定を行うこととした。(第5条関係)
- 7 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、2、4及び6は、令和7年4月1日から施行することとした。
- 8 1、3及び5は、令和6年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- 9 その他所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

- 1 就業促進手当に相当する退職手当の対象となる者を改めることとした。(第10条関係)
- 2 地域延長給付に相当する退職手当の対象となる期限を延長することとした。(附則第38項関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第10条、附則第6項、附則第26項、附則第35項、附則第36項関係)
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、3の一部は、公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
(1) 海岸法及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例に基づく事務のうち、海岸保全区域の占用の許可等に関する事務(別表第19号関係)
移譲先：水俣市
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規

則に基づく事務のうち、宅地造成等に関する工事の許可申請等の受付に関する事務（別表第25号関係）

移譲先：各市町村（熊本市を除く。）

- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務（別表第45号関係）

移譲先：南小国町、氷川町

- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに手数料の対象に加えることとしたもの

- (1) 特定免許情報記録手数料（第2条関係） 1, 550円ほか
(2) 運転経歴情報記録手数料（第2条関係） 900円ほか
(3) 土石の堆積に関する許可申請手数料等（第2条関係）

- (4) 宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査手数料（第2条関係） 16, 000円ほか

- (5) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可等に関する証明書交付手数料（第2条関係） 10, 000円ほか
1通につき 400円

- 2 手数料の額を改定することとしたもの

- (1) 建築物の確認申請又は計画通知手数料（別表第9関係） 7, 000円ほかから12, 000円ほかに改定

- (2) 構造計算適合性判定の申請又は通知手数料（別表第9の3、別表第9の4関係） 147, 000円ほかから191, 000円ほかに改定

- (3) 建築物の完了検査申請又は完了通知手数料（別表第10関係） 14, 000円ほかから24, 000円ほかに改定

- (4) 中間検査を受けた建築物の完了検査申請又は完了通知手数料（別表第11関係） 13, 000円ほかから22, 000円ほかに改定

- (5) 建築物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料（別表第12関係） 13, 000円ほかから22, 000円ほかに改定

- (6) 建築士事務所登録手数料（第2条関係） 17, 000円ほかから22, 000円ほかに改定

- (7) 一般旅券の発給手数料（第2条関係） 2, 000円ほかから2, 300円ほかに改定

- (8) 運転免許試験手数料（別表第18関係） 1, 550円ほかから1, 650円ほかに改定

- (9) 自動車運転技能検査手数料（第2条関係） 3, 900円ほかから3, 950円ほかに改定

- (10) 免許証再交付手数料（第2条関係） 2, 250円ほかから2, 600円ほかに改定

- (11) 認知機能検査員講習手数料（第2条関係） 1, 450円ほかから1, 400円ほかに改定

- (12) 運転技能検査手数料（第2条関係） 3, 550円から3, 650円に改定

- (13) 技能検定員審査手数料（第2条関係） 23, 400円ほかから23, 750円ほかに改定

- (14) 教習指導員審査手数料（第2条関係） 14, 550円ほかから15, 100円ほかに改定

- (15) 運転免許再試験手数料（第2条関係） 1, 900円ほかから2, 050円ほかに改定

- (16) 運転経歴証明書交付手数料（第2条関係） 1, 100円から1, 150円に改定

- (17) 国外運転免許証交付手数料（第2条関係） 2, 350円から2, 250円に改定

- (18) 講習手数料（別表第19関係） 750円ほかから850円ほかに改定

- (19) 通知手数料（第2条関係） 900円から1, 000円に改定

- (20) 特定任意講習手数料（第2条関係） 1, 350円ほかから1, 400円ほかに改定

- (21) 限定解除審査手数料（第2条関係） 1, 400円ほかから1, 350円ほかに改定

- (22) 運転経歴証明書再交付手数料（第2条関係） 1, 100円から1, 150円に改定

- (23) 宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請手数料等（第2条関係） 12, 000円ほかから21, 000円ほかに改定

- (24) 技能検定員審査手数料の額から減ずる額（別表第30関係） 4, 000円ほかから3, 800円ほかに改定

- (25) 教習指導員審査手数料の額から減ずる額（別表第31関係） 4, 000円ほかから3, 800円ほかに改定

- 3 手数料を廃止することとしたもの
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（第2条、別表第26の14関係）
- 4 宅地建物取引業の免許申請手数料等において、電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合の手数料の金額の区分を設けることとした。（第2条関係）
- 5 マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う手数料区分の細分化等関係規定の整備を行うこととした。（第2条、第3条、別表第19関係）
- 6 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等における区分の整理及び手数料の額の改定に伴う規定の整備を行うこととした。（第2条、別表第10の2、別表第26の5―別表第26の10、別表26の11の2―別表26の13関係）
- 7 所要の規定の整理を行うこととしたもの
 - (1) 建築基準法の一部改正に伴うもの（第2条関係）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴うもの（第2条、別表第10の2、別表第26の11の2関係）
 - (3) その他規定の整理（第2条、別表第18、別表第19、別表第26、別表第30、別表第31関係）
- 8 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。
 - (1) 7(1) 公布の日
 - (2) (1)及び(3)以外 令和7年3月24日
 - (3) 1(3)から(5)まで、2(1)から(6)まで及び(23)、3、4、6、7(2)及び(3)の一部並びに10の一部 令和7年4月1日
- 9 所要の経過措置を定めることとした。
- 10 手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第3項関係）

◇ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 次の31条例について、拘禁刑の創設等に係る関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県職員等恩給条例（第8条、第14条、第22条ノ2、第29条関係）【第1条】
 - (2) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（第15条の5の2、第15条の5の3関係）【第2条】
 - (3) 熊本県職員等退職手当支給条例（第13条―第15条、第17条関係）【第2条】
 - (4) 熊本県立学校職員の給与に関する条例（第16条の2、第16条の3関係）【第2条】
 - (5) 熊本県砂防指定地管理条例（第13条関係）【第2条】
 - (6) 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（第6条関係）【第2条】
 - (7) 熊本県職員の分限に関する条例（第8条関係）【第3条】
 - (8) 熊本県税条例（第74条、第76条関係）【第4条】
 - (9) 熊本県統計調査条例（第14条、第15条関係）【第4条】
 - (10) 熊本県ふぐ取扱条例（第11条関係）【第4条】
 - (11) 熊本県迷惑行為等防止条例（第13条―第16条関係）【第4条】
 - (12) 熊本県屋外広告物条例（第29条関係）【第4条】
 - (13) 熊本県少年保護育成条例（第21条関係）【第4条】
 - (14) 熊本県自然環境保全条例（第39条―第40条の2関係）【第4条】
 - (15) 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（第17条関係）【第4条】
 - (16) 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（第16条関係）【第4条】
 - (17) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（第10条関係）【第4条】
 - (18) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（第56条、第57条関係）【第4条】
 - (19) 熊本県暴力団排除条例（第35条関係）【第4条】
 - (20) 熊本県行政文書等の管理に関する条例（第40条関係）【第4条】
 - (21) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（第24条関係）【第4条】
 - (22) 熊本県いじめ調査委員会条例（第9条関係）【第4条】
 - (23) 熊本県いじめ防止対策審議会条例（第10条関係）【第4条】
 - (24) 熊本県行政不服審査会条例（第11条関係）【第4条】
 - (25) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（第18条関係）【第4条】
 - (26) 熊本県個人情報情報の保護に関する法律施行条例（附則第6項、附則第7項関係）【第4条】
 - (27) 熊本県立自然公園条例（第24条、第55条―第57条関係）【第5条】
 - (28) 熊本県生活環境の保全等に関する条例（第100条―第103条関係）【第6条】
 - (29) 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（第11条関係）【第7条】
 - (30) 熊本県地下水保全条例（第45条―第47条関係）【第8条】

- (31) 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（第4条、第20条関係）【第9条】
- 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- 4 3に規定するもののほか、この条例等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定めることとした。（附則第9項関係）

◇熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 令和11年度を目途に熊本県産業廃棄物税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる規定を加えることとした。（附則第9項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例

- 1 令和11年度を目途に熊本県水とみどりの森づくり税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる規定を加えることとした。（附則第9項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 救護施設等における個人支援計画の作成に係る規定を整備することとした。（第24条、第29条、第30条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の3条例について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。
- (1) 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例【第1条】
- (2) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第2条】
- (3) 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例【第3条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理者に利用に係る料金を収受させることができる港湾施設に、八代港国際旅客船拠点の県有施設を追加することとした。（第18条関係）
- 2 その他規定の整理を行うこととした。（別表第1関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和7年2月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第39号

- 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）
- 第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。
- 第7条の3第1項第1号中「415, 600円」を「416, 600円」に改め、同項第2号中「45, 500円」を「46, 800円」に改める。
- 第8条第3項中「10, 000円」を「10, 500円」に改める。
- 第15条の5第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。
- 第15条の6第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「

100分の61.25」に改める。
別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				

	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
	94		299,400	347,400						
	95		299,700	347,800						
	96		300,100	348,200						
	97		300,300	348,400						
	98		300,600	348,800						
	99		301,000	349,200						
	100		301,400	349,500						
	101		301,600	349,800						
	102		301,900	350,200						
	103		302,200	350,600						
	104		302,500	351,000						
	105		302,700	351,500						
	106		303,000	351,900						
	107		303,300	352,300						
	108		303,600	352,700						
	109		303,800	353,200						
	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第 15 条の 9 及び附則第 2 項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第4条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
	81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
	82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
	83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
	84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		
	85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
	86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
	87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			
	88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600			
	89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800			
	90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100			
	91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400			
	92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600			
	93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800			
	94	308,300	330,200	356,200	389,800					
	95	309,200	331,400	357,700	390,300					
	96	310,000	332,600	359,100	390,800					

	97	310,800	333,800	360,400	391,200					
	98	311,800	335,100	361,600	391,600					
	99	312,700	336,300	362,700	392,100					
	100	313,600	337,500	363,900	392,600					
	101	314,500	338,900	365,000	393,000					
	102	315,500	339,800	366,100	393,500					
	103	316,500	340,800	367,200	394,000					
	104	317,400	341,900	368,300	394,500					
	105	318,200	343,000	369,500	394,800					
	106	318,800	344,100	370,000	395,200					
	107	319,400	345,100	370,600	395,700					
	108	320,000	346,100	371,200	396,000					
	109	320,500	347,300	371,800	396,300					
	110	321,000	348,300	372,300	396,800					
	111	321,400	349,300	372,700	397,300					
	112	321,900	350,200	373,200	397,800					
	113	322,700	351,100	373,600	398,100					
	114	323,400	352,000	374,000	398,600					
	115	324,100	353,000	374,500	399,100					
	116	324,700	354,000	375,000	399,600					
	117	325,300	355,000	375,400	399,900					
	118	326,000	355,400	375,900	400,400					
	119	326,700	356,000	376,500	400,900					
	120	327,500	356,600	377,000	401,400					
	121	328,100	356,900	377,200	401,800					
	122	328,400	357,300	377,700	402,300					
	123	328,900	357,700	378,200	402,700					
	124	329,400	358,100	378,600	403,200					
	125	329,700	358,500	379,100	403,600					
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300		
75	281,900	327,500	394,900		
76	282,600	328,200	395,600		
77	283,200	328,900	396,300		
78	283,900	329,600	396,800		
79	284,600	330,300	397,400		
80	285,200	331,000	398,000		
81	285,800	331,700	398,500		
82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600	402,400		

	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	

	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
	86		294,100	330,400	351,200			
	87		294,300	330,600	351,500			
	88		294,500	330,900	351,800			

	89		294,900	331,300	352,200			
	90		295,100	331,700	352,500			
	91		295,300	332,000	352,800			
	92		295,500	332,300	353,100			
	93		295,900	332,600	353,500			
	94		296,100	332,800	353,800			
	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	

89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			

	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第15条の6第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「10,000円」を「10,500円」に改める。

第16条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	

	41	267,000	314,300	365,300	411,600	
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	
	52	276,100	333,700	382,100	427,500	
	53	276,900	335,400	383,500	429,200	
	54	277,700	336,700	385,000	430,700	
	55	278,500	338,000	386,400	432,300	
	56	279,300	339,300	387,800	433,900	
	57	280,000	340,800	389,300	435,400	
	58	280,600	342,400	390,900	436,900	
	59	281,400	343,900	392,500	438,100	
	60	282,300	345,500	393,900	439,300	
	61	283,100	347,000	395,100	440,500	
	62	283,700	348,600	396,500	441,800	
	63	284,500	350,200	397,900	443,000	
	64	285,200	351,700	399,200	444,200	
	65	286,200	353,200	400,400	445,300	
	66	287,000	354,800	401,600	446,500	
	67	287,800	356,400	402,900	447,700	
	68	288,500	357,900	404,200	448,900	
	69	289,200	359,400	405,500	450,100	
	70	290,000	361,000	406,800	451,300	
	71	290,800	362,600	408,200	452,500	
	72	291,500	364,100	409,400	453,700	
	73	292,200	365,600	410,600	454,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	292,900	367,200	412,000	455,400	
	75	293,600	368,800	413,400	455,900	
	76	294,200	370,300	414,700	456,400	
	77	294,800	371,800	415,900	456,900	
	78	295,500	373,200	417,100		
	79	296,200	374,600	418,400		
	80	296,800	375,900	419,800		
	81	297,400	377,200	421,100		
	82	298,100	378,600	422,300		
	83	298,800	380,000	423,300		
	84	299,500	381,300	424,500		
	85	300,200	382,400	425,700		
	86	301,000	383,800	426,800		
	87	301,700	385,100	428,000		
	88	302,400	386,400	429,000		

	89	303,100	387,600	430,100		
	90	304,000	388,900	431,100		
	91	304,800	390,000	432,100		
	92	305,600	391,200	433,100		
	93	306,100	392,400	434,000		
	94	306,900	393,500	434,800		
	95	307,700	394,700	435,600		
	96	308,500	395,900	436,400		
	97	309,200	397,300	437,100		
	98	310,000	398,300	437,500		
	99	310,800	399,300	437,900		
	100	311,500	400,300	438,300		
	101	312,300	401,200	438,700		
	102	313,200	402,200	439,000		
	103	314,100	403,300	439,300		
	104	314,900	404,400	439,500		
	105	315,500	405,100	439,800		
	106	316,300	406,000	440,100		
	107	317,100	406,900	440,400		
	108	317,900	407,800	440,600		
	109	318,600	408,600	440,800		
	110	319,000	409,400	441,100		
	111	319,400	410,200	441,400		
	112	319,900	411,000	441,600		
	113	320,400	411,600	441,800		
	114	320,800	412,300	442,100		
	115	321,300	413,000	442,400		
	116	321,700	413,700	442,600		
	117	322,200	414,300	442,800		
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			

	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

- 第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。
- 第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。
- (熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 第5条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。
- 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	265,900	294,000	363,700	384,000
	42	267,000	295,900	365,100	385,200
	43	268,100	297,700	366,400	386,400
	44	269,200	299,400	367,700	387,500
	45	270,200	301,100	369,000	388,600
	46	271,000	302,900	370,200	389,800
	47	271,800	304,600	371,400	391,000
	48	272,600	306,200	372,600	392,200
	49	273,300	307,800	373,800	393,400
	50	274,100	309,500	375,000	394,700
	51	274,800	311,300	376,200	395,900
	52	275,500	313,000	377,400	397,100
	53	276,300	314,300	378,500	398,300
	54	277,100	316,200	379,700	399,600
	55	277,900	318,000	380,900	400,600
	56	278,600	319,700	382,100	401,700
	57	279,300	321,400	383,200	402,900
	58	280,100	323,300	384,500	404,100
	59	280,900	325,000	385,800	405,300
	60	281,600	326,700	387,000	406,500
	61	282,200	328,400	387,900	407,600
	62	282,900	330,200	389,100	408,600
	63	283,600	332,000	390,100	409,900
	64	284,200	333,700	391,200	411,100
	65	284,900	335,400	392,000	412,300
	66	285,600	336,700	393,100	413,400
	67	286,300	338,000	394,100	414,500
	68	287,000	339,300	395,100	415,600
	69	287,700	340,800	396,200	416,600
	70	288,500	342,300	397,200	417,800
	71	289,200	343,800	398,300	419,000
	72	289,900	345,300	399,400	420,200
	73	290,400	346,700	400,400	420,800
	74	291,100	348,200	401,500	421,600
	75	291,800	349,700	402,600	422,300
	76	292,400	351,200	403,600	422,800
	77	293,000	352,600	404,500	423,100
	78	293,700	354,100	405,400	423,400
	79	294,300	355,600	406,400	423,800
	80	294,900	357,100	407,400	424,200
	81	295,500	358,500	408,200	424,500
	82	296,100	359,800	409,000	424,900
	83	296,700	361,100	409,700	425,200
	84	297,300	362,300	410,500	425,500
	85	297,800	363,500	411,200	425,800
	86	298,300	364,700	411,800	426,200
	87	298,800	365,900	412,500	426,500
	88	299,300	367,000	413,200	426,800

89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	
95	302,600	374,800	416,700	
96	303,000	375,900	417,000	
97	303,400	376,900	417,200	
98	303,900	377,900	417,500	
99	304,400	378,800	417,800	
100	304,800	379,700	418,000	
101	305,200	380,500	418,200	
102	305,600	381,500	418,500	
103	306,000	382,400	418,800	
104	306,300	383,300	419,000	
105	306,500	384,100	419,200	
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600	420,500	
111	308,000	389,500	420,800	
112	308,300	390,400	421,000	
113	308,500	391,000	421,200	
114	308,700	391,900	421,500	
115	308,900	392,800	421,800	
116	309,200	393,700	422,000	
117	309,500	394,500	422,200	
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		
136		405,200		

	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
第6条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。
第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。
(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)
第7条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。
第8条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

- 附 則
(施行期日等)
- この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
 - 第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「第1条改正後一般職給与条例」という。)第7条の3、第8条及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例(以下「第3条改正後県立学校職員給与条例」という。)第9条及び別表第1の規定、第5条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「第5条改正後市町村立学校職員給与条例」という。)別表第1の規定、第6条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「第6条改正後任期付職員条例」という。)第7条の規定並びに第7条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「第7条改正後任期付研究員条例」という。)第5条の規定は、令和6年4月1日から適用する。
 - 第1条改正後一般職給与条例第15条の5及び第15条の6の規定、第3条改正後県立学校職員給与条例第16条(第5条改正后市町村立学校職員給与条例第15条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)及び第17条(第5条改正后市町村立学校職員給与条例第16条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)の規定、第6条改正後任期付職員条例第8条及び第9条の規定並びに第7条改正後任期付研究員条例第6条の規定は、令和6年12月1日から適用する。(給与の内払)
 - 第1条改正後一般職給与条例、第3条改正後県立学校職員給与条例、第5条改正后市

町村立学校職員給与条例、第6条改正後任期付職員条例又は第7条改正後任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例 第1条改正後一般職給与条例
 - (2) 第3条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例 第3条改正後県立学校職員給与条例
 - (3) 第5条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例 第5条改正後市町村立学校職員給与条例
 - (4) 第6条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第6条改正後任期付職員条例
 - (5) 第7条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 第7条改正後任期付研究員条例
(人事委員会規則への委任)
- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第40号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

- 第2条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

- 第3条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

- 第4条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

- 第5条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

- 第6条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「第1条改正後知事等給与条例」という。)第4条の規定、第3条の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例(以下「第3条改正後教育長等給与条例」という。)第4条の規定及び第5条の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(以下「第5条改正後議員報酬等条例」という。)第5条の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条改正後知事等給与条例、第3条改正後教育長等給与条例又は第5条改正後議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
 - (1) 第1条の規定による改正前の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 第1条改正後知事等給与条例
 - (2) 第3条の規定による改正前の熊本県教育長等の給与等に関する条例 第3条改正後教育長等給与条例
 - (3) 第5条の規定による改正前の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 第5条改正後議員報酬等条例

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第41号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例
熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項第1号中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。

附則第26項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第35項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第36項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第38項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第6項、第26項、第35項及び第36項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員等（退職した熊本県職員等退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員等（同条第2項の規定により職員等とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員等であつて施行日前に職業に就いたものに対する熊本県職員等退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第42号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第19号市町村等の欄中「海岸保全区域に係るものにあつては熊本市、八代市」の次に「、水俣市」を加え、同表中第67号を第68号とし、第45号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、同表第44号市町村等の欄中「上天草市」の次に「、氷川町」を、「和水町」の次に「、南小国町」を加え、同号を同表第45号とし、同表中第43号を第44号とし、第25号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

25 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村（熊本市を除く。）
(1) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による知事に対する協議の受付に関する事務	
(2) 法第16条第2項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(3) 法第17条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(4) 法第17条第4項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(5) 法第18条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(6) 法第19条第1項の規定による知事に対する報告の受付に関する事務	

する事務	
(7) 法第21条第3項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(8) 法第21条第4項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(9) 法第27条第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(10) 法第28条第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(11) 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による知事に対する協議の受付に関する事務	
(12) 法第35条第2項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(13) 法第36条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(14) 法第36条第4項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(15) 法第37条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(16) 法第38条第1項の規定による知事に対する報告の受付に関する事務	
(17) 法第40条第3項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(18) 法第40条第4項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(19) 省令第7条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(20) 省令第37条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(21) 省令第63条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(22) 省令第67条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの行為がした処分その他の行為が法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第43号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第177号中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同項第179号の2中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項第180号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第181号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第182号中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第183号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」

[illegible]

及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この号において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、100円）。ただし、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては、1,350円に、与える運転免許1種類ごとに200円を加えた額

第2条第1項第407号ア中「23,400円」を「23,750円」に改め、同号イ中「19,500円」を「19,800円」に改め、同号ウ中「以下」を「第409号、別表第18、別表第30及び別表第31において」に、「14,700円」を「14,450円」に改め、同号エ中「これらの免許」を「これらの運転免許」に、「技能定員審査」を「技能検定員審査」に、「21,500円」を「22,200円」に改め、同項第409号ア中「14,550円」を「15,100円」に改め、同号イ中「11,850円」を「12,000円」に改め、同号ウ中「9,650円」を「9,950円」に改め、同号エ中「これらの免許」を「これらの運転免許」に、「12,450円」を「12,850円」に改め、同項第410号ア中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に改め、同号イ中「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に改め、同号エ中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項第411号を次のように改める。

(411) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証等の更新

免許証等更新手数料

ア 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この号において「経由申請」という。）をする場合 2,750円

(イ) 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） 1,300円

(ウ) 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 2,850円

イ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 経由申請をする場合であつて、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この号及び次号において「経由地書換申出」という。）をするとき 1,000円

(イ) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 1,950円

(ウ) 経由申請をしない場合 2,100円

ウ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき 2,500円

(イ) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 2,850円

(ウ) 経由申請をしない場合 2,950円

第2条第1項第411号の2中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「運転免許証更新経由手数料」を「運転免許証等更新経由手数料」に改め、「550円」を削り、同号に次のように加える。

ア 経由地書換申出をする場合 1,700円

イ 経由地書換申出をしない場合 750円

第2条第1項第411号の3中「第104条の4第6項」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(411) の4 道路交通法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録

運転経歴情報記録手数料 900円。ただし、同法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の1第1項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円

第2条第1項第412号中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項第414号中「900円」を「1,000円」に改め、同項第414号の2ア中「1,350円」を「1,400円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円」に、「（道路交通法）」を「（同法）」に、「又は法」を「又は同法」に、「2,900円」を「2,950円」に改め、同項第415号中「自動車等」という。）に、「道路交通法第112条第1項第6号」を「同法第112条第1項第6号」に改め、「基づく」の次に「熊本県公安委員会の」を加え、「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同項第416号中「（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同項第478号から第481号までを次のように改める。

(478) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する許可の申請に対

- する審査
 宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請手数料 切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額
- ア 500平方メートル以内の場合 21,000円
 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 32,000円
 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 44,000円
 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 62,000円
 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 72,000円
 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 96,000円
 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 150,000円
 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 228,000円
 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 354,000円
 コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 498,000円
 サ 100,000平方メートルを超える場合 642,000円
- (479) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可の申請に対する審査
 宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が642,000円を超えるときは、642,000円
- ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする面積、切土又は盛土をする面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
- イ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号に規定する額
- ウ その他の変更については、10,000円
- (480) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する許可の申請に対する審査
 土石の堆積に関する許可申請手数料 土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額
- ア 500平方メートル以内の場合 16,000円
 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 18,000円
 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 21,000円
 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 24,000円
 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 34,000円
 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 37,000円
 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 44,000円
 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 58,000円
 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 78,000円
 コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 114,000円
 サ 100,000平方メートルを超える場合 138,000円
- (481) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する変更許可の申請に対する審査
 土石の堆積に関する変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が138,000円を超えるときは、138,000円
- (ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（（イ）のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする面積（（イ）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする面積、土石の堆積をする面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗

じて得た額
(イ) 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する額
(ウ) その他の変更については、10,000円
イ 土石の堆積の許可の日から5年ごとに区分した各期間を超えて許可の有効期間を延長する変更許可の場合 土石の堆積をする面積に応じ前号に規定する額
第2条第1項第481号の次に次の2号を加える。
(481) の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく検査の申請に対する審査
宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査手数料 切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額
ア 500平方メートル以内の場合 10,000円
イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 11,000円
ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12,000円
エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 13,000円
オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 15,000円
カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 16,000円
キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 17,000円
ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 18,000円
ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 20,000円
コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 26,000円
サ 100,000平方メートルを超える場合 27,000円
(481) の3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可等に関する証明書交付手数料 1通につき 400円
第2条第1項第625号及び第625号の2を次のように改める。
(625) の都市低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「都市低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 別表第26の5に掲げる区分に応じた額。ただし、都市低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第177号及び第178号の規定を適用して算定した手数料の額を、別表第26の5に掲げる区分に応じた額に加算した額
(625) の2 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 別表第26の8に掲げる区分に応じた額。ただし、都市低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第177号及び第178号の規定を適用して算定した手数料の額を、別表第26の8に掲げる区分に応じた額に加算した額
第2条第1項第625号の4の2中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項第625号の4の3中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項第625号の5中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第625号の6中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第625号の7を次のように改める。
(625) の7 削除
第2条第1項第625号の7の2中「第11条」を「第13条」に改め、同条第6項の次に次の1項を加える。
7 第1項第405号の2の第7項で定める者は、次に掲げる者とする。
(1) 道路交通法第103条の2第4項又は第106条の4第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定による免許情報記録の抹消を受けた者であつて、当該抹消を受けた後初めて同法第95条の2第1項の規定による申請をしたもの(次に掲げる者を除く。)
ア 当該抹消された免許情報記録に係る運転免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該運転免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該運

転免許以外の運転免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者
イ 道路交通法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（
仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に当該申請をした者
(2) 道路交通法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者
（同法第104条の4第3項の規定により運転免許が与えられる者を除く。）
第3条の表中第2条第1項第261号の2の手数料の項の次に次の1項を加える。

第2条第1項第405号の2の手数料	情報の記録又は書換えを受けようとする者	情報の記録又は書換えのとき。ただし、知事が別に定める場合にあつては、申請のとき。
-------------------	---------------------	--

別表第9金額の欄中「7,000円」を「12,000円」に、「13,000円」を「22,000円」に、「20,000円」を「34,000円」に、「28,000円」を「48,000円」に、「48,000円」を「72,000円」に、「71,000円」を「107,000円」に、「207,000円」を「311,000円」に、「311,000円」を「467,000円」に、「531,000円」を「797,000円」に改める。

別表第9の3金額の欄中「147,000円」を「191,000円」に、「183,000円」を「238,000円」に、「201,000円」を「261,000円」に、「255,000円」を「332,000円」に、「436,000円」を「567,000円」に、「214,000円」を「278,000円」に、「286,000円」を「372,000円」に、「327,000円」を「425,000円」に、「435,000円」を「566,000円」に、「800,000円」を「1,040,000円」に改める。

別表第9の4金額の欄中「72,000円」を「94,000円」に、「116,000円」を「151,000円」に、「139,000円」を「181,000円」に、「152,000円」を「198,000円」に、「255,000円」を「332,000円」に、「436,000円」を「567,000円」に、「77,000円」を「100,000円」に、「153,000円」を「199,000円」に、「200,000円」を「260,000円」に、「228,000円」を「297,000円」に、「435,000円」を「566,000円」に、「800,000円」を「1,040,000円」に改める。

別表第10金額の欄中「14,000円」を「24,000円」に、「17,000円」を「29,000円」に、「23,000円」を「39,000円」に、「32,000円」を「54,000円」に、「53,000円」を「80,000円」に、「74,000円」を「111,000円」に、「178,000円」を「267,000円」に、「260,000円」を「390,000円」に、「455,000円」を「683,000円」に改める。

別表第10の2中備考以外の部分を次のように改める。
別表第10の2（第2条第1項第180号及び第182号関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
300平方メートル未満のもの	9,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	34,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	45,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	51,000円
25,000平方メートル以上のもの	55,000円

別表第10の2備考中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。
別表第11金額の欄中「13,000円」を「22,000円」に、「16,000円」を「27,000円」に、「22,000円」を「37,000円」に、「30,000円」を「51,000円」に、「52,000円」を「78,000円」に、「69,000円」を「104,000円」に、「161,000円」を「242,000円」に、「252,000円」を「378,000円」に、「445,000円」を「668,000円」に改める。

別表第12金額の欄中「13,000円」を「22,000円」に、「16,000円」を「27,000円」に、「22,000円」を「37,000円」に、「28,000円」を「48,000円」に、「49,000円」を「74,000円」に、「66,000円」を「99,000円」に、「147,000円」を「221,000円」に、「222,000円」を「333,000円」に、「407,000円」を「611,000円」に改める。

0円」に改める。

別表第18を次のように改める。

別表第18（第2条第1項第403号関係）

区分		金額
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	道路交通法（以下この表、別表第19、別表第30及び別表第31において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道路交通法施行令（以下この表において「令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円）
普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,500円（技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,300円）
特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場	2,800円（技能試験を熊本県公安委員会が提供する自

	合	動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円)
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,950円(令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,600円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円(令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円(技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,450円)
仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円(技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,700円)

別表第19を次のように改める。
別表第19(第2条第1項第413号関係)

区分		金額	
法第108条の2第1項第1号に掲げる講習		講習1時間につき	850円
法第108条の2第1項第2号に掲げる講習		講習1時間につき	2,400円
法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		講習1時間につき	1,950円
法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	講習1時間につき	4,650円
	準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	講習1時間につき	3,800円

	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 3,050円
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,300円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,200円
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間につき 1,750円
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習1時間につき 3,200円
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間につき 1,850円
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間につき 900円
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,300円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,150円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,850円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,700円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,550円
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	500円（熊本県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあっては、200円）
	法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習	800円（オンライン講習にあっては、200円）
	法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	1,400円
	法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるも	800円（オンライン講習にあっては、200円）

	のに対する講習	
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6,600円
	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,950円
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」という。）を含む講習	12,900円
	実車等指導を含まない講習	9,350円
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間につき	2,600円
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間につき	2,100円
法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	講習1時間につき	2,050円

別表第26新築の場合の部確認書又は設計住宅性能評価書が添付された場合の款一戸建ての住宅の項中「一戸建ての住宅」の次に「（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表から別表第26の4までにおいて同じ。）」を加え、同表備考1中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「（平成11年法律第81号）」を加える。

別表第26の5を次のように改める。

別表第26の5（第2条第1項第625号関係）

区分			金額	
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅	1戸につき5,000円	
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	48,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	86,000円

	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	誘導性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	248,000円
		誘導仕様基準により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき16,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	29,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	138,000円
	非住宅部分	誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき25,000円
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	45,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	76,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	132,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	193,000円
				面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	86,000円
				面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,000円

適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	172,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	214,000円
	モデル建物法	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	98,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	272,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	327,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	384,000円
	標準入力法等	面積が300平方メートル未満のもの	201,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	252,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	463,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	571,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	674,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	769,000円

備考

- 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までにおいて同じ。
- 非住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までにおいて同じ。
- 適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。別表第26の8において同じ。
- 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準

- に定める基準であって、知事が指定するものに適合していることを証するものに限る。)をいう。別表第26の8、別表第26の12及び別表第26の13において同じ。
- 5 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。別表第26の8、別表第26の12及び別表第26の13において同じ。
- 6 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。別表第26の8、別表第26の12及び別表第26の13において同じ。
- 7 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ並びに第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までにおいて同じ。
- 8 標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法又は同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までにおいて同じ。
- 9 申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の別表第26の5に掲げる区分に応じた額とする。
- 別表第26の6及び別表第26の7を次のように改める。
別表第26の6及び別表第26の7 削除
別表第26の8を次のように改める。
別表第26の8 (第2条第1項第625号の2関係)

区分				金額
住宅部分	適合証、設計住宅瀬能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき2,500円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	24,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	43,000円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	30,500円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	86,500円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	124,000円
		誘導仕様基準により評価する方法	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき8,000円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき8,500円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	14,500円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,500円

				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,500円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	69,000円
		誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき11,500円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき12,500円
		共同住宅等		面積が300平方メートル未満のもの	22,500円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	96,500円
	非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合		面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
				面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	68,000円
				面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	86,000円
				面積が25,000平方メートル以上のもの	107,000円
		適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	モデル建物法	面積が300平方メートル未満のもの	38,500円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	49,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,500円
				面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,000円
				面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	163,500円

標準 入力 法等	面積が25,000平方メートル以上のもの	192,000円
	面積が300平方メートル未満のもの	100,500円
	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,000円
	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	162,500円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	231,500円
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	285,500円
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	337,000円
	面積が25,000平方メートル以上のもの	384,500円

備考

申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の2の別表第26の8に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の9及び別表第26の10を次のように改める。

別表第26の9及び別表第26の10 削除

別表第26の11の2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の11の2（第2条第1項第625号の4の2関係）

区分			建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積		金額
住宅部分	認定通知書が添付された場合		一戸建ての住宅		1戸につき5,000円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの	10,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
				5,000平方メートル以上のもの	79,000円
	認定通知書が添付されない場合	性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円
				200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの	62,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	103,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		性能基準及び仕様	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円
				200平方メートル以上のもの	1戸につき26,000円

非住宅部分	基準の併用により評価する方法	共同住宅等	300平方メートル未満のもの	46,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	77,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	133,000円
			5,000平方メートル以上のもの	195,000円
	認定通知書が添付された場合		300平方メートル未満のもの	10,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	157,000円
			25,000平方メートル以上のもの	196,000円
	認定通知書が添付されない場合	モデル建築物法	300平方メートル未満のもの	78,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	99,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	211,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	275,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,000円
			25,000平方メートル以上のもの	388,000円
		標準入力法等	300平方メートル未満のもの	203,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	255,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	328,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	469,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	577,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	682,000円
			25,000平方メートル以上のもの	778,000円

別表第26の11の2備考1中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」に改め、「いう。」の次に「別表第26の11の3において同じ。」を加え、同表備考2中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、「いう。」の次に「別表第26の11の3において同じ。」を加え、同表備考3及び備考4を次のように改める。

3 性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。別表第26の11の3において同じ。

4 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。別表第26の11の3において同じ。

別表第26の11の2備考に次のように加える。

5 判定に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それ

それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の4の2の別表第26の11の2に掲げる区分に応じた額とする。
 別表第26の11の3を次のように改める。
 別表第26の11の3（第2条第1項第625号の4の3及び第625号の7の2関係）

区分			建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積		金額
住宅部分	認定通知書が添付された場合		一戸建ての住宅		1戸につき2,500円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの	5,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,000円
				5,000平方メートル以上のもの	39,500円
	認定通知書が添付されない場合	性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
				200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの	31,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円
				5,000平方メートル以上のもの	125,500円
		性能基準及び仕様基準の併用により評価する方法	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき11,500円
				200平方メートル以上のもの	1戸につき13,000円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの	23,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,500円
				5,000平方メートル以上のもの	97,500円
非住宅部分	認定通知書が添付された場合		300平方メートル未満のもの	5,000円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,000円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,500円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,500円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	62,000円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	78,500円	
			25,000平方メートル以上のもの	98,000円	
	認定通知書が添付されない場合	モデル建物法	300平方メートル未満のもの	39,000円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	49,500円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,500円	

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	137,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,500円
			25,000平方メートル以上のもの	194,000円
		標準 入力 法等	300平方メートル未満のもの	101,500円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	127,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	164,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	288,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	341,000円
			25,000平方メートル以上のもの	389,000円

備考

判定に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の4の3又は第625号の7の2の別表第26の11の3に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の12中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の12（第2条第1項第625号の5関係）

区分				金額
住宅 部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円
		共同 住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	79,000円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	一戸 建て の住 宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円
		共同 住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの	62,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	103,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	251,000円
		誘導 仕様 基準	一戸建ての住宅	1戸につき16,000円
			1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき17,

		により評価する方法	宅	一トール以上のもの	000円
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	30,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	139,000円
		誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき26,000円
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	46,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	77,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	133,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	195,000円
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合			面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円
				面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円
				面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	157,000円
				面積が25,000平方メートル以上のもの	196,000円
	適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合		モデル建物法	面積が300平方メートル未満のもの	78,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	99,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	211,000円
				面積が5,000平方メートル以	275,000円

				上10,000平方メートル未満のもの	
				面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,000円
				面積が25,000平方メートル以上のもの	388,000円
			標準 入力 法等	面積が300平方メートル未満のもの	203,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	255,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	328,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	469,000円
				面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	577,000円
				面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	682,000円
				面積が25,000平方メートル以上のもの	778,000円

別表第26の12備考1中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「いう。」の次に「別表第26の13において同じ。」を加え、同表中備考2から備考6までを削り、備考7を備考2とし、備考8を備考3とする。

別表第26の13中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の13（第2条第1項第625号の6関係）

区分				金額
住宅 部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき2,500円
		共同 住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	39,500円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれ	一戸 建て の住 宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
		共同 住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの	31,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円

	れも添付 されない 場合			もの	
				面積が5,000平方メートル以上のもの	125,500円
		誘導 仕様 基準 により 評価 する 方法	一戸 建て の住 宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき8,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき8,500円
		共同 住宅 等		面積が300平方メートル未満のもの	15,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	69,500円
		誘導 性能 基準 及び 誘導 仕様 基準 の併 用に より 評価 する 方法	一戸 建て の住 宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき11,500円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき13,000円
			共同 住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの	23,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,500円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	97,500円
	非住 宅部 分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合		面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,500円
				面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	62,000円
				面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	78,500円
				面積が25,000平方メートル以上のもの	98,000円
		適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付され	モデル建 物法	面積が300平方メートル未満のもの	39,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	49,500円
				面積が1,000平方メートル以	65,500円

	ない場合		上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	
			面積が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 0 5, 5 0 0 円
			面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 3 7, 5 0 0 円
			面積が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 6 5, 5 0 0 円
			面積が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 9 4, 0 0 0 円
		標準 入力 法等	面積が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 0 1, 5 0 0 円
			面積が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 7, 5 0 0 円
			面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 6 4, 0 0 0 円
			面積が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 3 4, 5 0 0 円
			面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 8 8, 5 0 0 円
			面積が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 4 1, 0 0 0 円
			面積が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 8 9, 0 0 0 円

別表第 2 6 の 1 3 中備考 1 から備考 6 までを削り、備考 7 を備考 1 とし、同表備考 8 中「第 3 5 条第 1 項」を「第 3 0 条第 1 項」に改め、同表中備考 8 を備考 2 とし、備考 9 を備考 3 とし、備考 1 0 を備考 4 とする。

別表第 2 6 の 1 4 を次のように改める。

別表第 2 6 の 1 4 削除

別表第 3 0 の 1 の項中「4, 0 0 0 円」を「3, 8 0 0 円」に、「3, 5 5 0 円」を「3, 6 5 0 円」に、「1, 2 5 0 円」を「1, 2 0 0 円」に、「4, 2 5 0 円」を「4, 4 5 0 円」に改め、同表 2 の項中「6, 7 0 0 円」を「6, 3 5 0 円」に、「6, 1 0 0 円」を「6, 2 5 0 円」に、「2, 1 0 0 円」を「1, 9 0 0 円」に、「7, 4 0 0 円」を「7, 7 5 0 円」に改め、同表 5 の項中「2, 3 5 0 円」を「2, 6 0 0 円」に、「1, 9 0 0 円」を「1, 8 5 0 円」に、「2, 6 5 0 円」を「2, 5 5 0 円」に改め、同表 6 の項中「2, 0 5 0 円」を「2, 0 0 0 円」に、「2, 5 5 0 円」を「2, 4 0 0 円」に、「3, 7 0 0 円」を「3, 7 5 0 円」に改め、同表 7 の項中「2, 5 5 0 円」を「2, 6 0 0 円」に改め、同表備考 1 中「2, 3 5 0 円」を「2, 9 5 0 円」に、「1, 1 0 0 円」を「1, 3 5 0 円」に改め、同表備考 2 中「5 0 0 円」を「5 5 0 円」に、「3 0 0 円を」を「3 5 0 円を、」に、「3 0 0 円を減ずる」を「3 5 0 円を減ずる」に改める。

別表第 3 1 の 1 の項中「4, 0 0 0 円」を「3, 8 0 0 円」に、「3, 5 5 0 円」を「3, 6 5 0 円」に、「1, 2 5 0 円」を「1, 2 0 0 円」に、「4, 2 5 0 円」を「4, 4 5 0 円」に改め、同表 2 の項中「2, 0 5 0 円」を「2, 1 0 0 円」に改め、同表 4 の項及び 5 の項中「1, 3 0 0 円」を「1, 3 5 0 円」に改め、同表 6 の項中「1, 5 0 0 円」を「1, 5 5 0 円」に改め、同表 7 の項中「2, 5 5 0 円」を「2, 6 0 0 円」に改め、同表備考 1 中「2, 4 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に、「9 0 0 円」を「9 5 0 円」に、「1, 1 0 0 円」を「1, 3 5 0 円」に、「2, 8 5 0 円」を「2, 9 5 0 円」に改め、同表備考 2 中「1 5 0 円を、」を「2 0 0 円を、」に、「1 5 0 円を減ずる」を「5 0 円を減ずる」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第177号、第179号の2から第186号まで、第219号及び第220号の改正規定（同項第180号及び第182号の改正規定中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める部分を除く。）の公布の日
 - (2) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 令和7年3月24日
 - (3) 第2条第1項第180号及び第182号の改正規定（「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める部分に限る。）、第2条第1項第223号、第302号、第303号及び第478号から第481号までの改正規定、同号の次に2号を加える改正規定、同項第625号、第625号の2及び第625号の4の2から第625号の7の2までの改正規定、別表第9、別表第9の3、別表第9の4、別表第10から別表第12までの改正規定、別表第26、別表第26の5から別表第26の10までの改正規定並びに別表第26の11の2から別表第26の14までの改正規定並びに附則第3項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第429号から第432号までの改正規定、同号の次に2号を加える改正規定及び同項第564号の43の改正規定に限る。） 令和7年4月1日（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。
（熊本県収入証紙条例の一部改正）
- 3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項中第368号の4を第368号の5とし、第368号の3を第368号の4とし、第368号の2を第368号の3とし、第368号の次に次の1号を加える。
368 の2 特定免許情報記録手数料
別表第1手数料の項第374号及び第374号の2を次のように改める。
374 免許証等更新手数料
374 の2 運転免許証等更新経由手数料
別表第1手数料の項第374号の3の次に次の1号を加える。
374 の4 運転経歴情報記録手数料
別表第1手数料の項第429号から第432号までを次のように改める。
429 宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請手数料
430 宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可申請手数料
431 土石の堆積に関する許可申請手数料
432 土石の堆積に関する変更許可申請手数料
別表第1手数料の項第432号の次に次の2号を加える。
432 の2 宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査手数料
432 の3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可等に関する証明書交付手数料
別表第1手数料の項第564号の43を次のように改める。
564 の43 削除

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第44号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
（熊本県職員等恩給条例の一部改正）

第1条 熊本県職員等恩給条例（大正13年熊本県令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若クハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条第2号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラズ退隠料及増加退隠料ハ之ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレ刑法（明治40年法律第45号）第27条第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡又ハ同法第27条ノ7第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第29条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の2項を加える。

第1項ノ規定ニ拘ラズ扶助料ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレ刑法第27条第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡又ハ同法第27条ノ7第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス
前項ノ規定ハ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ刑法第27条第2項前段ニ規定スル効力継続期間又ハ同法第27条ノ7第2項前段ニ規定スル効力継続期間中ノ者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第15条の5の2第3号及び第4号並びに第15条の5の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (3) 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (4) 熊本県砂防指定地管理条例(平成15年熊本県条例第29号)第13条
- (5) 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例(平成26年熊本県条例第48号)第6条第1号イ

(熊本県職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の分限に関する条例(昭和26年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

(熊本県税条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第74条及び第76条
- (2) 熊本県統計調査条例(昭和30年熊本県条例第19号)第14条及び第15条
- (3) 熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第11条
- (4) 熊本県迷惑行為等防止条例(昭和39年熊本県条例第58号)第13条、第14条、第15条第2項及び第16条第2項
- (5) 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)第29条
- (6) 熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第21条第1項及び第2項
- (7) 熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)第39条から第40条の2まで
- (8) 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和55年熊本県条例第41号)第17条
- (9) 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年熊本県条例第43号)第16条
- (10) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成2年熊本県条例第56号)第10条第1項
- (11) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号)第56条及び第57条
- (12) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第35条
- (13) 熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号)第40条
- (14) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年熊本県条例第32号)第24条
- (15) 熊本県いじめ調査委員会条例(平成25年熊本県条例第64号)第9条
- (16) 熊本県いじめ防止対策審議会条例(平成26年熊本県条例第35号)第10条
- (17) 熊本県行政不服審査会条例(平成27年熊本県条例第60号)第11条
- (18) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例(平成31年熊本県条例第9号)第18条
- (19) 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号)附則第6項及び第7項

(熊本県立自然公園条例の一部改正)

第5条 熊本県立自然公園条例(昭和33年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第24条第3項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第55条から第57条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第100条及び第101条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第102条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第103条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第7条 熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(熊本県地下水保全条例の一部改正)

第8条 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

- 第45条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第46条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第47条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- (熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)
- 第9条 熊本県風俗案内業の規制に関する条例(平成30年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。
- 第4条第2号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。
- 第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- (罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- (人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によらんとされ、なお効力を有する人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- (熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第15条の5の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- (熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに熊本県職員等退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- (熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第16条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- (熊本県職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 懲役又は禁錮に処せられた者に係る第3条の規定による改正後の熊本県職員の分限に関する条例第8条第1項の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。
- (規則への委任)
- 9 この附則に規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第45号

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 知事は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第46号

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例

熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成17年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 知事は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第47号

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の2項を加える。

- 7 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

- 8 救護施設は、前項の規定による個別支援計画の作成については、救護施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

第29条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第3項」の次に「及び第7項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第8項中「前項」とあるのは、「第29条第1項」と読み替えるものとする。

第30条中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第48号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の子どもの項中「30人」を「25人」に改める。

（熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

（熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の園児の項中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月24日
熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第49号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。
第18条第1項中「前条第1号ウ」を「前条第1号ア（八代港の港湾施設のうち国際旅客船拠点にあるもの（県有の施設に限る。）の区域に限る。）及びウ」に改める。

別表第1中	「寄港日 （法第2条の3第1項に規定する国際旅客船の寄港する日をいう。以下同じ。）	1平方メートル当たり 1日につき	7700	照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。	を
	寄港日以外の日	1平方メートル当たり 1日につき	990		

寄港日 （法第2条の3第1項に規定する	1平方メートル当たり 1日につき	7700	1 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メー	「コンテナ置	コンテナ
				貨物の荷さばきを行う	その他の

国際旅客船の寄港する日をいう。以下同じ。)				トルとして計算する。以下この表において同じ。 2 照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。	に、	ため の区 域で 知事 が定 める もの
寄港日以外の日	1 平方メートル当たり 1 目につき	9	9 0			

の蔵	コンテナ 1 個当たり 1 日までごと につき	7 7	0 0	1 底面積が 1 6 0 平方 フィートのコンテナをコン テナ 1 個として計算す る。
使用	1 平方メー トル当たり 1 日までご とにつき	3	9 6	2 面積が 1 平方メート ルに満たない場合又は面 積に 1 平方メートル未満 の端数がある場合は、そ の満たない面積又はその 端数の面積を 1 平方メー トルとして計算する。以 下この表において同じ。 3 附属の電気施設を使用 する場合は、実費（冷 凍電源設備にあっては、 実費にコンセント 1 口当 たり 1 時間までごとにつ き 1 7 円 6 0 銭を加算し た額）を別途徴収する。

「コンテナ貨物のさきを行つた区域で定めらるもの」	コンテナの蔵置
	その他の使用

コンテナ 1 個当たり 1 日までごと につき	7 7 0 0	1 底面積が 1 6 0 平方 フィートのコンテナをコ ンテナ 1 個として計算す る。
1 平方メー トル当たり 1 日までご とにつき	3 9 6	2 附属の電気施設を使用 する場合は、実費（冷 凍電源設備にあっては、 実費にコンセント 1 口当 たり 1 時間までごとにつ き 1 7 円 6 0 銭を加算し た額）を別途徴収する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。